平成２７年（フ）第２４２号
茨城県ひたちなか市大字高場577番地１　秋野住宅
債務者　長山　安代（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２６２号
茨城県水戸市笠原町1312番地の１　サン・フラワーハイツ201号
債務者　根矢あい子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２７６号
茨城県常陸太田市町屋町542番地の１
債務者　佐川　　香
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１１７号
群馬県太田市牛沢町887番地38新牛沢市営住宅1333号
債務者　石原　敏男
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１２号
新潟県佐渡市石田99―１マルナカアパート10号、住民票上の住所新潟県佐渡市下新穂225番地２
債務者　市橋世志子（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１９４号
静岡県富士市今泉2481番地の３メゾンベルウッドＢ―102号、前住所静岡県富士市東柏原新田145番地の１メールワン東建102号
債務者　小林　哲永
1　決定年月日時　平成27年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１１９７号
名古屋市天白区梅が丘３丁目1703番地　ニューコーポ植田Ⅰ310号、従前の住所名古屋市天白区植田東２丁目1112番地　ムーニーウィンアライ102号
債務者　荒木　　良
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２５１号
名古屋市天白区大根町326番地　おおね荘17棟103号
債務者　石川　秀代
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２９０号
愛知県春日井市八光町４丁目37番地１　プリミエール八光201号
債務者　梶原　亜紀
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３１１号
愛知県弥富市鯏浦町南前新田36番地４　宝荘113
債務者　祖父江雅己
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７８号
名古屋市昭和区福江２丁目１番31号　リバーサイド福江Ａ棟510号
債務者　清水　和也
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１４号
愛知県稲沢市正明寺２丁目21番10―102号
債務者　副島　秀和
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２１５号
愛知県稲沢市正明寺２丁目21番10―102号
債務者　副島　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２１６号
愛知県知多郡美浜町大字野間字中町１番地８
債務者　副島　照利
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３２９号
兵庫県姫路市青山西２丁目12番６―415号プレジデント青山
債務者　内海　義雄
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４０号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田30番地20蒲田ハイツ206
債務者　伊達　千帆
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４０６号
広島県安芸郡府中町浜田３丁目１番４―204号　メゾン浜田
債務者　森田　翔大
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
広島地方裁判所民事第４部